



## 責任編集委員運営細則

2024年9月30日 編集委員会メール審議承認

### (目的)

第1条 本細則は、編集委員会規程（0801）第10条の3に基づき、責任編集委員の選任方法、役割、などを定めることを目的とする。

### (責任編集委員の選任と業務委託)

第2条 責任編集委員は学識経験者のうちから編集委員会が決定し、編集委員会委員長が委嘱する。

- 2 編集委員会は、責任編集委員の選定にあたり、論文執筆経験、論文審査経験、研究歴などから明らかな専門知識の多寡、現在および将来にわたる時間的余裕、公平性、責任感の有無等を参考に総合的に判断する。
- 3 責任編集委員は一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）との間で業務委託契約書を年度ごとに交わす。

### (責任編集委員の役割)

第3条 責任編集委員は、本会が発行する英文論文誌「Journal of Nuclear Science and Technology」および和文論文誌「日本原子力学会和文論文誌」に投稿された論文の審査を遂行する。

- 2 担当する学術分野はあらかじめ定める。なお、異なる分野が適当と思われる論文は、各分野の責任編集委員間で調整し、副編集長を通して担当の交代を Taylor&Francis 社（以下、「T&F社」という）、Journal Editorial Office（以下、「JEO」という）に通知する。
- 3 責任編集委員は、決められた期間内に査読者を選定し、査読を依頼する。査読者が決められた期間を過ぎても査読結果を報告しない場合は、督促して、できる限り審査期間を短くするように努める。
- 4 責任編集委員は、査読者のコメントを尊重して当該論文の審査結果をまとめて審査報告書を作成し、著者に通知する。
- 5 責任編集委員が担当することが不適切な場合や出張等で担当できない期間があるときは、責任編集委員は、論文審査担当委員を編集委員会委員または International Editor から指名することができる。
- 6 5項の担当編集委員または International Editor は、当該論文の審査遂行を担当し、審査結果をまとめて審査報告書案を作成し、責任編集委員に推奨する。
- 7 責任編集委員は6項の推奨内容を点検し、審査報告書を作成して著者に通知する。
- 8 責任編集委員は審査中の論文著者からの問い合わせに対して適宜対応する。なお、必要に応

じて、編集長や副編集長に対応を相談または依頼することができる。また、必要に応じて T&F 社の JEO に直接通知あるいは依頼する。

- 9 責任編集委員は、著者から審査結果に対して反論や不服申立てがあった場合は、適宜対処する。なお、必要に応じて、編集長や副編集長に対応を相談または依頼することができる。

(責任編集委員の任期)

第 4 条 責任編集委員の任期は 5 年とするが、再任を妨げない。

- 2 責任編集委員が何らかの理由により任務を全うできなくなったときは、任期の途中でも編集委員会に申し出ることができる。
- 3 2 項の場合、編集委員会はすみやかに次の責任編集委員を選任する。

(学会編集委員会との関係)

第 5 条 責任編集委員は、編集委員会委員を兼ねることができる。

(報酬)

第 6 条 学会は、責任編集委員の審査を担当した論文数に応じて、1 論文あたり 5,000 円を編集委員会の論文誌予算の中から支払う。なお、支払いは年 2 回にまとめておこなう。

- 2 上記の「担当した論文」の中には、査読前掲載否とした論文も含まれる。

(表示)

第 7 条 責任編集委員の所属と氏名は、英文誌においては Executive Editor として、和文誌においては責任編集委員として各論文誌の編集委員 (Editor) 一覧の上位に掲載される。

(雑則)

第 8 条 この細則に定めるもののほか、責任編集委員に関する必要な事項は、編集委員会が定める。

(改定)

第 9 条 本細則の改定は、編集委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

#### 附則

- 1 2024 年 9 月 30 日 編集委員会メール審議制定、同日施行  
2024 年 10 月 30 日 第 4 回理事会報告